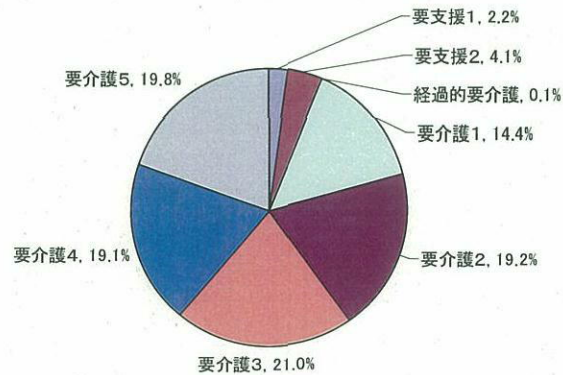


居宅療養管理指導について

I 居宅療養管理指導料の現状と課題

○居宅療養管理指導の費用額は約290億円（平成19年度）。
 ○要介護2～5の、中～重度者が算定単位数の約8割を占める。

○要介護度別の割合(算定単位数の割合)



(出典)介護給付費実態調査(平成19年度)

○居宅療養管理指導の報酬体系および費用額(概要)

		単位数	費用額 (H19:億円)
医師又は歯科 医師が行う場合 (月2回を限度)	居宅療養管理指導費(Ⅰ)	500単位	103.1
	居宅療養管理指導費(Ⅱ) (※)在宅時医学総合管理料を算定の場合	290単位	77.8
薬剤師が 行う場合	医療機関の 薬剤師の場合	月1回目又は2回目	550単位 4.4
		月3回目以降	300単位 0.0
	薬局の 薬剤師の場合	月1回目	500単位 34.7
		月2回目以降	300単位 23.5
管理栄養士が行う場合(月2回を限度)		530単位	1.2
歯科衛生士等が行う場合(月4回を限度)		350単位	45.5

(出典)介護給付費実態調査(平成19年度)